

## 第8回 水道ビジョンフォローアップ検討会

### 議事録

開催日 : 平成20年3月27日(木)

場所 : 合同庁舎5号館17階専用第20会議室

出席委員: 眞柄委員、芝池委員(代理)、東岡委員、古米委員、和田委員、遠藤委員、宇治委員、伊藤委員

○宮崎室長 ただいまから第8回水道ビジョンフォローアップ検討会を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。会議に先立ちまして配布資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第。資料1としまして、前回の第7回検討会の議事録(案)がございます。資料2としまして、水道ビジョン改訂版(案)でございます。資料3が、検討会実施のスケジュールの案でございます。参考資料1としまして、新旧の対照表。参考資料2が、これまで事前にいただいております各委員からの意見を取りまとめたものでございます。お手元ない資料がございましたら事務局までお申しつけ願います。

続きまして、本日の委員の出席の状況でございますが、大阪府の芝池委員の代理としまして松本参事の御出席をいただいております。それと古米委員につきましては、10時半ぐらいになるという御連絡をいただいております。その他の委員の方々には既に御着席いただいておりますので、よろしく申し上げます。

それでは開会に当たりまして、山村水道課長よりごあいさつを申し上げます。

○山村水道課長 水道課長の山村でございます。本日は年度末の大変お忙しい中を検討会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。1年間進めてまいりましたこのフォローアップ検討会も今回で8回目でございます。一応検討会としましては今回で最終ということになるわけでございます。前回以来、この水道ビジョンの改訂版の案につきまして委員の皆様には御検討をいただき、お忙しい中を詳しく読んでいただいているいろいろなコメントをいただいております。御協力のほどありがとうございます。

本日はそのいただいた御意見を整理しながら、最終版の委員会としての取りまとめに向けて御討議をお願いしたいというように思っております。特に私どもが気をつかいましたところは第7章の書きぶりでございます。とりわけ国会でもたびたび議論になっており

ますが、耐震化の数値目標ということにつきましては、やはりこの検討会の皆様の御意見として現実の水道事業の課題に対応した書きぶりである必要があるということで、現実を離れた形でこの文を書くわけにはいかないと。こういうことがあったかと思えます。

その点と、それから国会での答弁ぶり、そのあたりの整合性をどう図っていくかというところが一番気をつかったところでございます。7章につきましてはかなりその辺を踏まえて、思い切って書き込んでいるところがございます。その結果、6章あるいはほかの部分との整合性をどうとるかというところについて、若干まだ整理すべき課題が残っているかなというように思うわけでございますが、今回の御議論、それからパブリックコメントを求めるまでの間、委員の皆様との調整を通じてそのあたりも整理していきたいと思っております。どうぞひとつよろしく御審議のほどお願いします。

○宮崎室長 それでは、これ以降の議事進行は眞柄座長にお願いします。よろしく申し上げます。

○眞柄座長 今、山村課長からごあいさつがございましたように、本日の検討会が最終でございます。これに向けて水道課の中でこれまでの議論を踏まえてビジョンの改訂版を準備していただきまして、委員の方々には事前にお送りし御意見をいただいた部分について、それなりに検討して改めて最終的な改訂版が出されております。きょうはこれに基づいて御議論をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、前回の議事録ですが、これはもう事前に委員の方々に目を通していただいておりますので御異論はないかと思いますが、もしかしてその後、何かお気づきのことがありましたら事務局まで御紹介いただきたいと思えます。

それではビジョンの改訂について、早速入ってまいりたいと思えます。では事務局から資料の御説明をお願いしたいと思います。それで一応、目次と全体の構成を御紹介いただき、その後、各章ごとに御紹介をいただいて、それぞれについて議論を進めていくというやり方でいきたいと思えますので、よろしく申し上げます。それでは、まず目次と全体の構成について御紹介ください。よろしく申し上げます。

○大宮補佐 では、資料の説明をさせていただきたいと思えます。まず資料2、(案)水道ビジョン、平成20年〇月改訂というものがございます。これについてはもう一つの資料、参考資料1というのがございます。こちらの方で現在の水道ビジョンと改訂版の案について原文と改定案について新旧対照という形で書かせていただきました。比較についてはこちらをごらんいただきたいと思えますが、資料2についてはこの新しい文章で反映させた

ものでございます。

それでは簡単に紹介させていただきたいと思います。資料2の目次を見ていただきたいと思いますが、目次構成としましては、一番最初に水道ビジョンの改訂について、見開きページにあるんですが、こちらに1ページを加えさせていただきました。その後、1～6については前回と構成としては変更しておりません。7章で、レビューに基づく水道施策の重点取組項目という形で、今回のフォローアップで重点的に取り組む項目について書き加えております。あと8章、9章、10章についても同じ構成となっております。

最後に別紙としまして、後ろから2枚目、51ページというのがございますが、今後のスケジュールという形で真ん中ほどに水道ビジョンの改訂、今回の改訂の時期ということと、今後、重点的に取り組むべき項目が何なのかというものを書き加えたものが別紙という形で資料を添付してございます。その後は前回の検討会の委員の名簿、それと今回の検討会の委員の名簿、それと検討経緯です。新しい水道ビジョンの案としましては、構成はこのようになっております。

続きまして、参考資料2というのがございます。こちらについては改訂案等を事前に委員の皆様にお送りさせていただきまして、それで事前に御意見をいただいたものがございます。それについての対応という形でまとめたものでございます。それで、現段階ではこの対応としては、御指摘のとおり修正するという項目もありますが、水道ビジョン改訂版(案)についてまだその部分は修正は行っておりません。その部分についてはこれから修正するというので御理解いただきたいと思います。

では、参考資料2の内容について御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。まず2章としまして、(2)「いつでも使えるように供給されているか」、この1項目目についてはそのまま修正させていただきたいと思いますが、2項目目については、「新型インフルエンザ流行」というのが唐突ではないかという御意見があるんですが、インフルエンザには迅速で確実な対応が必要であるということから、この項目については原案のとおりにしたいと思います。(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか。

○眞柄座長 ちょっと、今は参考資料2ですよね。それでお話をさせていただいているんですよね。それで、参考資料1で一応見ていただいたんですが、新しく変更になったところで、例えば2ページの一番上の「110年」が「120年」とか、「半世紀が経過した」とか、そういう明らかに説明しなくてもわかるようなものはいいんだけど、そうじゃなくて、こ

れまでの検討会で議論してきた結果として、新しくこういうように直したよというようなところを説明していただいて、さらにこの参考資料2で委員から意見があった時に、ここについてはこうしましたというような様子で説明していただけるとわかりやすいかと思えますので、そういうように準備していなかったかもしれませんが、悪いけどこれからそのように説明してくれますか。

○大宮補佐 失礼しました。では参考資料1のところで、まず1ページ目なのですが、水道ビジョンの改訂について、真ん中から下の方、「こうしたことから」というあたりからなのですが、これまで水道ビジョンのレビューを行うため検討会を行いまして、水道ビジョンに掲げた短期的な施策と長期的な施策それぞれについて施策目標の進捗状況について検討を行った。その結果は予定どおりに実施が進み、早期達成が可能な施策もあれば、進捗がおくれている施策も見受けられることが明らかになったところであると。この辺は正直に書いております。施策目標の中にはその達成状況が厳しいものもあるが、水道ビジョン策定後、まだ3年が経過したばかりであり、各水道事業者においては取り組みも取りかかっている途上であるという状況から、目標を変更するというのではなく最大限の努力をすることが重要ではないかというように考えまして、あらためて目標を達成するためにいろいろな方策を考えて早期達成を目指していこう、というような主旨を書かせていただいております。

続きまして3ページ目を見ていただきたいと思いますが。

○山村課長 3ページ目は上から3つ目の箱のところですが、従来の書き方は「21世紀の中ごろを見通しつつ、おおむね10年間とした」ということだったんですが、これが誤解を生みやすい表現ということで、「21世紀中ごろ」というのを上の方にもっていきまして、「本ビジョンは21世紀の中ごろを見通しつつ」と。それで施策の「本ビジョンに基づく施策の目標期間」とした上で、「平成16年のビジョン公表時点からおおむね10年間としている」と。こういう書き方にしました。

○大宮補佐 それと4ページの中ごろを見ていただきたいと思いますが、新しい文章の「ビル、マンション等」というところで、その中に「近年、直結給水システムの拡大によって新たなビル、マンション等では貯水槽を用いない給水システムが増加している」ということで、前は直結給水についてちょっと触れていなかったということもありまして、その項目を加えさせていただいております。

その2つ下ですが、「鉛製給水管について」と、これも取り組みを評価という形で少し

詳しく書かせていただいております。

7ページ目を見ていただきたいと思いますが、7ページ目の3つ目のところ、震災対策についてということでございます。これについては現状を書かせていただきました。耐震の進捗状況、それと最近の地震の発生状況と被害を追記しております。

8ページ目を見ていただきたいと思いますが、下から2つ目のところで、「中長期的な施設の更新需要への対応」と、それから水道事業者の取り組みの現状についてという形でなかなか更新が進んでいないと、またその準備も進んでいない状況であるというような事柄を加えさせていただいております。

次のところについても同様の主旨で文章の追加をさせていただいております。

○山村課長 このところでコメントをいただいた部分が、参考資料2の上から2つ目のところで、「意思決定への住民参画について検討を進める必要がある」というのを加えたらどうかということがございましたが、「需要者の参加のもとで物事を決定するような仕組み」とか「情報公開を行うべき」という記載がございますので、ここは他の部分での記述とあわせて読めればいけないかということでございます。

それから9ページのところでございますが、前回の御議論の中で水道事業の客観的な評価という御意見をいただきましたので、「水道事業運営の技術的・専門的な側面からの客観的な業務評価」というような、こういう書き方にさせていただいております。

○大宮補佐 12ページ、「水道事業は全国の電力の0.9%を消費している」という状況は、少し増加しているというような認識でございます。それと、地球温暖化問題についてはさまざまな施策強化が叫ばれているところでございまして、その辺の内容を書き加えさせていただいております。具体的に地球温暖化対策について国全体での重要な課題の一つであり、水道事業についても例外ではないと。

○山村課長 このところで、参考資料2の方ですが、この温暖化問題に関してですが、節水対策の推進ということでボトル水についての考え方、こういうことを書き加えてはどうかという御提案をいただいております。それらを踏まえまして、このところで原案では「省エネルギー再生エネルギー対策」というようになっていますが、「省資源」というのを加えたいというように思います。節水対策とかボトルとか特定はしておりませんが、そういう中で俯瞰して読めるんじゃないかと思います。

それから13ページのところで、上の方で、「一方で、水の循環系が」というところにつきまして、水基本法の内容を追加したらどうかということでございますが、この健全な水

循環の連携の必要性については言及されておりまして、「今後さらに連携を図ることとしている」とございますので、これにつきましては原案のままにさせていただきたいと思っております。

○大宮補佐 続きまして14ページのところでございますが、この辺は国際会議についてございまして、それ以降の会議等がございまして、その辺を修正させていただいているところでございます。

○山村課長 それにつきましては参考資料2の方の(5)のところで、「安全な飲料水」というところで、「基本的人権」ということがございますが、それらを入れたらどうかという提案でございます。それで御提案の御主旨を踏まえまして修文してございまして、ここに書いてございますのを読みますと、「2006年3月にはメキシコで第4回世界水フォーラムと閣僚級国際会議が開催され、云々」と。そして「昨年12月には我が国で第1回アジア・太平洋水サミットが開催され、人々が安全な飲料水と適切な衛生設備を入手することは基本的人権であり、人間の安全保障の基本であることが確認されたところである」と、このような文章に置きかえたいと思います。

○眞柄座長 というところまでが14ページの一番下の「目指すべき方向性」の上のところまでが、2章の水道の現況と将来の見通しの部分であります。基本的には現状認識と将来にわたっての重点的な施策の例示ということだと思いますが、その2章に関して委員の方々から御意見や御要望、御質問があればお願いします。

○佐藤委員 確認をいいですか。先ほど説明があったと思いますが、私も事前に意見を申し上げまして、それについては本体で修正を行っていないということによろしいんですか。

○大宮補佐 はい、資料の方は今の時点では反映しておりません。

○山村課長 参考資料2に書きましたこの方針でもって調整させていただきます。

○伊藤委員 さっきのインフルエンザの話ですが、これは私の意見ではなかったんですが、対策ガイドラインをつくられたということですが、ちょっとワンノブゼムという感じが否めません。水系感染はするんですか。

○山村課長 水道感染ではないんですが、新型インフルエンザが流行した時にいろいろな事業活動や公共サービスそういうものが停止してしまうと。そういう社会の混乱状態が懸念されておりまして、それで特に浄水場の機能とかそういうものを維持するためには、要員の確保、それから従事者に対する健康の確保とかこういうものに取り組みなければいけないと。こういうガイドラインを出しております。

○伊藤委員 これに限らず、人獣共通感染症というのはウイルスを含めて、これからも、手を変え品を変えていろいろなものが出てきます。もちろんそれらは人に感染するののか、水系感染するののかということがあるんですが、でもそういうものが出た時に水道は大丈夫かということが懸念されたりしますよね。だから、話はインフルエンザだけではない。ワンノブゼムという感じがある。

○山村課長 この文脈として、「テロ、情報システム障害」というのは、水道の中で何か質的な問題が起こるわけではなくて、外的要因として出てくるものという文脈になっておきますので、それに並べて「新型インフルエンザ流行」というのはそういう外的な問題が発生というこういう文脈で。

○眞柄座長 危機管理問題、人から生じる危機管理問題をどう考えるかということ。

○伊藤委員 インフルエンザを特に重要なものというように考えれば、そういうこともわかりますが。ほかのものも幾つかあるでしょうという観点からすると、例えば「新興・再興感染症」という言葉がありますね。

○山村課長 御懸念の点は、そういう水道に直接問題が発生しているものと、それから自然状況で出る問題とが混在しているので、例えばこれは少し文章を切って、「地震などの自然災害や水質事故の発生のほか、テロ云々」という、そういうような方向ではどうでしょうか。

○眞柄座長 その辺は少し工夫をしてください。新型インフルエンザもそうだけど、いわゆる新興・再興の関係のもの、あるいはまだ国全体として顕在化していないですが、例えば川以外のインベーダーが水道施設の損傷を招くとかいろいろあるわけで、そういう意味の要素というのがちゃんと認識していく必要があるという観点で、少し工夫をしていただきたいと思います。ほかにございますか。

先ほどのボトル水のところについては、「省資源」ということでお話がありました。ロンドンの市長さんは、水道水をやめてボトルの水を飲めと言ったそうですが、それはどういう理由で言ったのか。皮肉で言われたのか、やっぱり水道施設を更新するためにはもっと水道の水を飲んでくれないと困る、そのためにはボトル水を飲むのをやめろという話があったのかもしれませんが。それはそれとして。

それと、僕は必ずしも全部はチェックしていないんですが、「国民」というのと、「使用者」というのと、「需要者」というのがあって、まだ混在していないかな。ちょっとその辺のところを、意識して分けているなら、それはそれで結構ですが、分けてないんだっ

たらちょっと整理しておいてもらった方がよろしいと思います。ほかに。

○佐藤委員 今、眞柄先生がおっしゃったボトル水の関係なんですが、こういうくりだけでいいのかなというか、例えば今年は洞爺湖サミットが開催される。その主要なテーマは環境問題で、その時にそれは企業の問題だ、だれかがどこかでみたいな問題意識ではなくて、では水道事業体として、また例えば住民として何ができるのかと。私はペットボトル、昔は横浜が災害備蓄用で缶詰をつくっていましたよね。それが、ある日、突然ペットボトル、それは時代の流れだと思うんですが、ところが昨今の状況を見ていますと、事業体間で競うようにペットボトルをつくっていると。しかも、私は自動販売機で売っているよその飲料水についてとやかく言うつもりはないんですが、水道事業に携わる者として果たして何を、水道水を売り込むという目的はあるかもしれないけれど、その後のペットボトルの処理ということで言うと、やっぱり環境汚染ということについてある意味加害者のなところがあるのではないか。ですから、ペットボトルをつくるその目的をまず明確にする。つまり、備蓄するとか。それから、百歩譲って仕方ないと言った場合に、例えばラベルに、例えばなくなったらもう一度ここに水道水を入れて飲みましょうぐらいのことを書くとか、そういうようなことを何か考えなければ結局、財政的に大変だ、大変だと言いながら、後ろにそれを売るのが目的のような感じの事業体も最近は非常にふえていて、それなら蛇口から出る水を飲んでくださいということでの別なアピールの仕方が私はあるのではないかという気がするんですね。

○山村課長 佐藤委員のおっしゃることは大変よくわかりますし、私も同感なんですが、ここの水道ビジョンで書くということになりますと、それは大方針を全国に示すということになるものですから、もうちょっとそこまでの議論が必要かなというのが正直なところなんです。それで、今年5月に全国水道研究発表会でシンポジウムがありまして、水道事業と温暖化問題、私もパネリストで呼ばれているんですが、そこでは私は水道の温暖化対策というのは水道水を飲むことであるという話をしようと思っています。ちょうどタクシーを乗るよりも、公共機関の電車やバスを利用しようというのと同じだと、そんなふうに話したいと思っています。そういうことを考えれば、もうちょっと水道界の中でのコンセンサスを得るのを待ちたいなというように思います。

○佐藤委員 私もこのビジョンの中に書きますと、東京の管理者もおりますから、合意は大変だと思いますが、そういう問題意識をやはりどこかでアピールというか、メッセージを発するというのも私は必要ではないかなと思います。それにふさわしい文言があれば

記載してもらいたいんですが。

○眞柄座長 サミットの時に首脳の前の水が、札幌の水道のものだったらなど、あそこの近くの京極村のペットボトルの水が出るなら堪忍してやるけれど、海外のどこかの会社の清涼飲料水が出てくるようなら、それはやっぱり課長さん、反省してもらわなければという話になる。それはわかりますが。実際にはプロパガンダのために使うのであって、商品としての水を、水道水をつくっているわけではないので、その辺のところの認識をきっちり整理しないと。あるいは横浜市がおやりになっていらっしゃるように、横浜市は震災が起きた時にベンダーに入っている水道水を詰めたペットボトルも含めて、周りの人がタダで全部飲めるというような仕組みにでもなっていれば、それは災害用の危機管理用の水というように評価できるわけで、そこらあたりを少し。今後は今、課長が言われたように、5月の水道研究発表会で少しその辺のところを議論していただくのがよろしいんじゃないかなというように思います。ほかに何かありませんか。

水法の話があるんですが、水法が目指しているところは、水に関する行政の縦割りをなくそうというのが基本的な主旨だろうと思うんですが、なかなか進まない、実態として。そういう意味で、今の本文のところは前に比べてそれほど変わっていないので、何かもうちょっと強調してくれるといいかな。

それから連携の関係とかを。最近、健全な水循環会議が余り行われていないようだし、少し水道がイニシアチブをとって「健全な水循環を目指した連携を図る」とか一言入れていただくと、よろしいんじゃないかなと思います。

ほかになれば、次の章に行ってください。

○大宮補佐 14ページの下からなんですが、3. 目指すべき方向性。これについては備考欄に書いてありますように、語句の統一という形で修正をしております。4. 長期的な政策目標についても同様でございます。

○眞柄座長 それでは3と4の部分で、前のビジョンと実質的には大きな差はないんですが、この際せっかく出したんだから、何か書いておいた方がいいんじゃないかなというようにあることがあれば出していただきたいと思いますが。

○東岡委員 環境のところの、今回は書くか書かないかは別として、水道事業の温暖化対策というのを取り上げていただいたら、非常に我々としても全体の道筋が見えてありがたいと思うんですが、もう一つ気候変動が水道事業に与える影響ということについて、そろそろ水道界としても情報の収集とか、分析とか、そういうものを始めるべきではないかと

思うものですから。水道が影響を受ける立場での記述というのが特になくと思いますので、いつかの時点で、今回はまだ時期尚早かもしれませんが、いつかの時点でそういう議論をそろそろ始めたらいいと思っているので。

○眞柄座長 では後ろの方でそれに関係する部分は追加されたんですが、3章と4章、特に4章でいいと思うけど、4章のところで気候変動の影響を入れなければならないというか、それを書こうとするとどっちですかね。「安定」なんですかね。

○大宮補佐 参考資料2の2段落目のところなんですが、本文の5章で少雨化傾向というのが書いてありますが、それに加えて集中豪雨等の事柄についての意見がありますので、今の時点では「気候変動」という言葉ではないんですが、それに類する言葉を5章で触れてはどうかというような意見が出ているんですが。

○眞柄座長 だから5章で入るのもいいけれど、4章でも一言でもいいから入れてみた方がいいんじゃないかなと。入れるとするとどこなんだろうなど。

○山村課長 案ではないんですが、やはり「環境」なんだろうと思うんですね。その時に、この環境のことについては環境保全というようになっているから狭くなってしまふ。そこを触らないとやはりとらえられないのではないかと。

それから、基本的にそういう地球環境に目を向けるというのは、国際にも関係してくる話で、日本にとってだけでなく周辺国の状況の変化などを見ながら考えてくれと、こういう話になるわけですね。

○眞柄座長 どうでしょうか。

○古米委員 よろしいですか。本日はおくれて申しわけございません。ちょうど環境省の委員会にて温暖化がらみで水資源に関する中間報告の作成に関わっています。気候変動に関して「水資源」という切り口ですが、最終的には水道にも深く関わった形で、まさに報告書を書いている途中です。そういう意味においては、ビジョンの中の「環境」というより、比較的「安定」のところに記述する方が適しているように思います。水資源の安定性という見方として今の状態ではなく、将来大きく気候変動することも想定して、それにも耐えられるような書きぶりであればよいのでは。

○眞柄座長 だから②のところに、「気候変動に伴う水資源の様相の変化」という言葉を入れていただくことにすればいいんじゃないでしょうか。ちょっと工夫してください。

やっぱり関東でもそうですし、北海道でもそうなんですが、融雪期が明らかに早くなっているんですよ。それで、夏場の水がずっと減っていつている。北海道でもそうなんです

よ。それで山に全然手をつけていない原始林でもやっぱり、降雪はちょっと下がっているけど、融雪が早くなっていますね。そうすると、水の流出のパターンが変わってきて、夏場は本当に大丈夫と、心配する小さな水道がポロポロ出だしたから。やっぱり気候変動というのは案外出ているんじゃないかなという認識をもっている首長さんも多くなってきて。要するに年間の降水量はそんなに変わらないんだけど、出方が変わってきているということがある。

同じように、オホーツクの海の海水温が夏低くなっているんですよ。それは凍土地帯のツンドラと凍土の融解が多くなって、夏場にシベリアから流れてくる淡水が多くなって水温が下がってくるというように言う人もいるけど。これはちょっと本当かどうかわからないけど。

では、②の「安定」のところで気候変動と水資源というような話をとりあえずして。

では次に、5の「政策目標達成のための総合的な水道施策の推進」のところをお願いします。

○大宮補佐 参考資料1の17ページになります。18ページの新たな広域化ということについては参考資料2の方に意見をいただいております。自己責任による透明化と、表現について修正してはどうかというような御意見をいただいたんですが、その部分については水道基本問題研究会の報告に明記されている文章を採用させていただきたいという形で、ちょっとその文章についてまとめたいと思います。

○眞柄座長 (1)の水道の運営基盤の強化というのは、18ページから21ページまでである。あとは要するにないんだよね。18ページの「新たな概念の広域化の推進」の3つ目、「なお、水道用水供給事業等の形態により、既に広域化がなされている地域においても、水源から給水栓に至るまでの一貫した体制の強化・整備を図ることによって、運営基盤の強化や事業の効率化が図れると判断される場合には、それを推進する」と書いてあるんですね。これは要するに、用水供給事業があっても用水供給事業者が末端給水までやるような広域化を図るべきだと、こういう認識でいいんですか。

○大宮補佐 「用水供給事業者が」ということではなくて、それは関係団体も入れて。

○眞柄座長 でも、それは一体どういう形になるんですか。

○大宮補佐 垂直統合というような形に。

○眞柄座長 やっぱり統合なんでしょう。垂直統合が念頭に入っているんですよ。官官の包括委託のようなものは別。

○大宮補佐 それは別です。その上で手法としてはあるかもしれませんが。

○眞柄座長 これは遠藤さんは何か御意見はありますか。

○遠藤委員 ビジョンの表現方法についての意見です。中には、読む人が読めばわかるけれど、深い意味まではわからないところもあるのではないかと思います。「ビジョン」は水道関係者ばかりでなく、国民全体に見ていただいて理解を得るということも大事な役割ですから、法律を読むのと同じように、行間を読めということだけでなく、ほかに表現の仕方があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。用水供給から末端給水まで、せっかく広域合併できるようになっても、それを統一するのにさらに時間がかかるようでは遅れてしまいます。どんどん進めていかなければいけない時ですから、もう少しはっきり書けないものかなと。余り書き過ぎて別な問題が出るという心配があるのかもしれませんが、少なくとも将来に向けてビジョンを示すことが目的なら、多くの人を読んでわかるようなものにして欲しいなと思いますね。

○眞柄座長 しょうがないかな。ほかにありますか。

それで19ページの新しいところで、「地域水道ビジョン」という言葉が初めて出てくるのかな。もっと前に出ているのかな。序文のところには出ているんだけど、本文のところで地域水道ビジョンというのはこれが初めてですよ。

○大宮補佐 そうです。

○眞柄座長 そうだとすると、ここのやっぱり「地域水道ビジョンを初めとした地域全体のマスタープランを策定して」というので、地域水道ビジョンがちょっと軽く読まれてしまうんだよね。だから「連携を図りつつ地域水道ビジョンを策定して」と言って、「地域全体のマスタープラン」というのは切ってしまったらどうかな。それで地域水道ビジョンの方で都道府県単位のものをつくってくれとか、流域単位のものをつくってくれというような話があるので、せっかく「地域水道ビジョン」という言葉がそれぞれの地域の水道事業のあり方を、場合によれば近隣の水道と合わせてつくろうという雰囲気がある時に、もう一つ地域全体のマスタープランというのは何だという話になってしまうから、水道は水道で地域水道ビジョンとやったらいいんじゃないかな。それはまた後から、もう少し。

では、次の安心・快適な給水の確保のところをお願いします。

○大宮補佐 新旧対照表では21ページになります。

○眞柄座長 特に変わっているところは、コメントに対して。

○大宮補佐 ここにつきましては追加する項目がございます。修正項目は検査受検率が低

いということと、実態把握が困難であるというような項目を加えさせていただきました。それと、下のところでは先ほども言いました3階建てのところ、そこを加えました。

それで22ページに行って、下から3行目のところですが、これは参考資料2の一番上にも書いてございますが、水源状況の悪化が問題になっていたということですが、「悪化」という言葉を取るということにさせていただきます、悪化が進んでいるのではないかと。それについては全体的には改善状況にあるという認識があるんですが、ただ改善されていないところもあるということで、原文どおりにしたいという考えでございます。

続きまして(3)のところ、こちらの方もいいでしょうか。

(3)は24ページのところになるんですが、24ページの一番上の下線で引いている部分を強調していただきたいということでございます。それで、参考資料2の2ページ目、2つ目のところで御意見をいただきまして、「また、近年多発傾向にある集中豪雨への対策」というところで、「災害対策に対する自前の飲料水の確保等についても検討が求められること」というような文章を書いてはどうかという御意見をいただいております。それに対しては、「さらに多発傾向にある集中豪雨への対応についても検討が求められている」という形で、自前の飲料水確保についてこういう形で修正したいと思います。

( )内は文章を消すのを忘れてしまいまして申しわけございません。「多発傾向」から、その行の「また」まで削除をお願いしたいと思います。自前の飲料水確保については、井戸の新設とか奨励するというイメージも出てくる恐れがあるので、集中豪雨ということだけに。

○眞柄座長 では(3)までで何か御意見がございましたらお願いします。

○古米委員 よろしいですか。今のところで集中豪雨の対策が、「イ」の地域の特性を踏まえた渇水対策の推進のところで出てくると、何か違和感があります。その同じところで先ほど言った気候変動で「近年、少雨傾向等に」と言いながら、後ろの方でまた「集中豪雨」と来て、両方とも重要であると認識するのも一つの手ですけど、もし同じところに入れるなら「気候変動で非常に少雨だったり豪雨がある」というような前振りがあって両方を並べないと、前後の記述を考慮しないで入れるとバランスが悪くなってしまうような気がします。

○眞柄座長 ありがとうございます。今まで起きていたかどうかわからないけれど、北見みたいなああいうゲリラ雨というのは今までもあったんだろうね。あったんだけど、被害が出なかったのかな。ほかにありますか。よろしいですか。

それで、さっきも言ったんだけど、ここでも「水道事業者」というのと、「事業者」という言葉が出てくるんですね。「国民」という言葉も出てきているし、「水道利用者」というのも出てきているけれど、それぞれ意味があって使い分けるならきっちり使い分けてください。意味があって使い分けているならね。だから例えばここで、耐震化のところでつけ加えたところで、「これらの実施に際し水道事業者等により取り組みを進めるとともに、水道利用者の理解の促進に努める」と書いてあるけれど、これは水道利用者というのは水道料金を払う人だと。だから水道料金を上げてもらうための理解の促進に努めるという意味で「水道利用者」と。それから「安定的な給水は需要者が水道に求める基本的な要件の一つであり」というのは、これはコストを割り込んだ水道料金しか払えない人でも、安定的な給水が欲しい需要者だと。そういう認識で「需要者」という言葉を使っているんだと。それで「国民」と言った時には、もう憲法25条の基本的な人権で生存権が保障されている人間だから、絶対に水を供給しなければいけないんだと。そういうようにこれをちゃんと使い分けているなら僕は何も文句は言わない。だから、それがあいまいに使われているから、さっきも遠藤さんが言った時に、都合のいいように皆さんに読まれてしまうよという話になってしまうから。そういう意味で言葉を、水道は水道料金で成り立っている部分が多いから、その辺のところの言葉遣いを丁寧にしてもらいたいということなんですよ。

さて、3番までのところはいいですか。では次は4番と5番、環境と国際ですから。ではお願いします。

○大宮補佐 はい、参考資料1の25ページになります。環境・エネルギー対策について。この部分についてはアンダーラインに書いてあるところで、「水道事業者も環境保全に対する社会的責任についての積極的な貢献が求められている」という形で文章を加えさせていただきます。

○山村課長 こども先ほどの参考資料2の方でコメントさせていただいておりますが、同様の対応とさせていただきます。

○眞柄座長 国際協力のところは、ここではゲートウェイ構想が追加されているということですね。

○山村課長 それについてコメントで、「水道事業の海外進出促進」ということについて、ちょっと用語的に違和感があるという御意見があったんですが、ゲートウェイ構想の中で既に使われているということがございますので、原案どおりとさせていただきたいと思っております。

○眞柄座長 古米先生と伊藤先生にお伺いしたいんですが、昨日、夕刊で我が国政府がベトナム政府と協定を結んで、1万人の博士を日本で育て上げるという協定を結んだそうですね。1万人ですよ。環境関係で。

○古米委員 昔、中国政府が日本政府との間で特別な留学生枠を作っていて、いわゆる普通の文科省の奨学金での留学ではなく、通常の奨学金の半分ということで中国政府が留学生を数多く派遣をしていたんですが、それに類似した形でベトナム政府も積極的に留学生を派遣するという話があるのを私もちょっと聞きました。人数は知らなかったし、1万人というのはね。

○眞柄座長 千人とか500人ぐらいなら、環境にはね。

○伊藤委員 京大もベトナムに拠点を置いていますから、今後大切にしたい国の一つに間違いありません。

○眞柄座長 大変なことですよ。

○古米委員 優秀な人が来てくれればいいんだけど。

○眞柄座長 そう、それほど手をかけなくても自分で勉強してやってくれるならいいけれどね。それがゲートウェイ構想に書いてあった一環だから、ベトナムだけでなくこれからそういう高等教育の協定を結んでいくんだろうね。政府は。

○伊藤委員 でも東南アジアばかりですよ。

○眞柄座長 そう、いいか悪いかはわからないけど、大変な時代が来ることになるなと思って。昨日、うちに来ていたプノンペン水道の出身の学生が帰国したけれど、3年かかったけど苦労したね。何で苦労したかという、彼は30歳ぐらいで、初頭中等教育がポルポトの時代なんですよ。そうすると、要するに本当は小学校とか中学校の低学年で教えてもらうことを教わっていないんだよね。それでも大学はプノンペン大学だから、まあまあそこそこなんだよ。でもあの時代のカンボジアの子どもたちというか、青年たちは気の毒ですよ。本当に小学校の時に日本の寺子屋で習うようなことがきっちり習っていなかったというのは、やっぱり後から勉強したことはつけ焼き刃だから入っていかないんですよ。本当に苦労したね。中国も文革の後にそういう人たちを育て上げるのは苦労したけれど、これからそういう人たちが来ると思うとね。

それでは次に6をお願いします。

○大宮補佐 はい、参考資料1の28ページ。「各種方策の連携による目標の早期達成」ということですが、これについてはこの章全体について比較的修文が少なくなっています。

○山村課長 30ページあたりで、最初の目標を書きかえたところがありまして、従来の書き方がちょっと不自然ではないかと思われるところで、例えば上から6つ目の真ん中辺ですが、「第三者委託の導入が合理的な事業者すべてにおいて第三者委託を実施する」、何か文章としてちょっと。それで、どういうことかということここで書いたような、要するに検討を行うということがあると。その結果を踏まえて必要な場合にはと。

○大宮補佐 今の2つ下のところでも、もう少し丁寧という形で、「健全度等に係る診断・評価を行う」ということが重要であるということを書き加えております。

○山村課長 これについて参考資料2の方でいただいた御意見として、ちょうど今御説明申し上げましたところで、「公公連携を制度主旨とする第三者委託」というように書き加えらということですが、ここに書きましたように、ここであえて内容を改めて書かなくても、立法時の解説に詳しく述べられていることから、原文どおりにさせていただきたいということでございます。

○眞柄座長 はい、それでアクションプログラムは特に変更はないようですね。それから今は30ページまででいいですか。30ページの中途のアクションプログラムの前のところまでで、何かあれば。なければ次に。よろしいですか。ではアクションプログラム以下をお願いします。

それで31ページぐらいになると、具体的な施策目標が出てきて「異臭味被害率をできるだけ早期にゼロにする」と。以下、鉛の管もできるだけゼロにする。それから水質の関係では、水安全計画を積極的に実行する。水質管理率は小規模水道に対応する。

それから33ページの災害対策に対しては、基本的には従来の考え方と同じ。それから33ページの相互連携についても基本的には同じで、エネルギーについては基本的には同じですが、エネルギーの種類を石油代替から「再生可能」というように変える。それから有効率については、現況の数字がどんどん変わるので、目標として大規模が98、中小が95という数字は従来と同じである。

国際協力、ODA、国際化の推進、こういうところまでについてはいいかな。そういうことで、35ページのところまでのところで何かありましたらお願いします。

それと技術開発もないと思いますので、37ページの「レビューに基づく水道施策の重点取組項目」、これが37ページから今度新たに加わったものですので、これについてまず37ページの最初に「水道運営基盤の強化」ということが書かれております。PDCAサイクルをちゃんとしようというようなこととか、新たな広域化とか、垂直統合とかそういうこ

とがあるかと思いますが、まず1の水道の運営基盤の強化の部分について御意見、あるいはこういうところが足りないんじゃないかというようなことがございましたら挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○芝池委員代理 済みません、この(1)の運営基盤の強化ということに特化したことではないんですが、37ページのところに「中心的な役割を果たすべき主体を各項目の最後尾に」ということで書かれているんですが、これは見えていますとほとんどが「国・都道府県・水道事業者等」という3つが並列で書かれていまして、それが全部ということなんですよ。それでもう少し、こちらの参考資料の方に意見で出させていただいたんですが、これを少し役割分担的にイメージが持てるような形に書けないものなのかなというのが。ほとんど三者が併記されているので、これは何回も一つずつに明記する必要があるのかなという気がして。ちょっと書きぶりとして。

○眞柄座長 だから、38ページの一番上の「運営基盤の強化を目的として、いわゆる垂直統合、水平統合に経営の一体化や管理の一体化などを加えた水道広域化を推進するため、広域的な視点で検討されたビジョンの策定を推奨するなど、制度面からの具体的な」というのは、これは国と都道府県という感じだよ。それで次の「水道事業に関する各種業務指標等と事業規模の関連性について分析・整理した上で、将来において持続可能な水道の運営基盤を確保するための事業規模等について検討を進める」、これは水道事業者がやって、その次に都道府県がやるというような順番になっていたらわかりやすいということ。

○芝池委員代理 というか、ここで3つ並列しているようなものは、何かちょっと書き方として重なっていて、まとめて書くような形で、丸ごと書いていますよね。「国・都道府県・水道事業者」と書いてあるんですが、これはそれぞれが三者で役割分担をするのであれば、今の段階でここでは今後具体的に実施手順について検討を進めながら明らかにしていくということになっていますので、できたらこの書き方はちょっと、並んでいるかなというように思ったんですが。

○眞柄座長 「国・都道府県」と書いてあるのは水道行政なんですよ。それで「水道事業者」と書いてあるのは、まさに水道事業者なんですよ。行政と事業者と一体になってやるのが3つ書いてあって、それで国・都道府県と書いてあればどちらかと言うと、水道行政が専らやっていくんだというつもりで書いたんだろうと思いますので。少しできないか検討してください。ほかにございますか。

○佐藤委員 意見の方でも提出させてもらったんですが、39ページの3つ目の○の、「官

官、官民等連携による」というところについて、実は私ども労働組合の立場で言いますと、公の公共サービスというのは官とか民とかではないと。公をどう守っていくのかという意味で「公」という言葉を使っていますが。つまり、平たい話で言いますと、何か官官というイメージが非常にお役所的になっているようなこともあって、ですから「公公」と、公を守りながら住民に公共サービスを提供するという視点なので、お役所的に言うとそれは官だということになると思いますが。これは我々の意見に対しましては、原稿どおりで行くということなのですが。

○眞柄座長 公設民営というか、連携のプライベートパートナーシップの時には官民連携とやった。それは少し水道課の方で少し工夫するか。

○佐藤委員 ここはやはりお役所の方はこだわりを持っていると思うんですね。

○眞柄座長 でも「官僚」なんだよね。公僚ではないんだよね。これは僕は本当に深刻だと思っていますよ。遠藤さんのところもそうだと思うけど、今、包括委託を出す時に、今の人はまだ見れるでしょう。でも10年先になったら見る人はいなくなる。そうすると、10年先に見る人を確保するためには、確保した方がいいのか、しない方がいいのかしれないけれど、するとしたらその事業体ではもうその人間を育てられないから、3年ぐらい例えば東京都水道局に出向させていただいて、それで都でO J Pで仕事をやってこないと思われないと思うね。だから、その辺はやっぱりこれからこの辺はどういう組織体制でやっていくかということを実際に国全体で考えないと。

そういう意味では水道事業に働いている労働者の人たちも、その場所に固定化されているわけではないという認識をこれから持ってもらわなければいけないし、日本の水道の拡張期の時に全国に順番に水道をつくっていったという時代もあったわけですから、そういうようなことも考えなければいけないのかなと思いますね。

○佐藤委員 先生、これはどこが音頭をとればいいんですかね。例えば昔、東京とか大都市が要するに普及率がどんどん上がって、建設から維持管理する時代になりましたね。ところが地方の小さいところは普及が進まない。その一つの要因はさまざまあるけれど、多分技術者がいないということで、では東京とか大きいところが技術者を地方にというような話があったけれど、なかなか話がまとまらないんですね。あるいは先生がおっしゃったようなことと関連すると思いますが、その際に例えば厚生労働省が指導というか、指針を示すのか、例えば水道協会が中心となってやるのか、音頭をとるところがないとなかなかできないということと、やっぱり最近いろいろ聞いていると、受け入れる側との条件の

問題がありますね。要するに送り込むところと受け入れるところとの違いをどうするかとか、そういうようなことも含めて。だからそれを突破するためにどのようにするのかというのは、本当に「技術の継承」という一つの側面から言うと非常に大事ではないかなと思うんですが。

○眞柄座長 本当にそうだと思いますよ。

○遠藤委員 ちょっとよろしいですか。この項目には財源の話が出てきません。水道はこれから毎年1兆円ぐらい更新需要があると思いますが、現状は財源がないためそれほどは実施できないでいます。ではその財源はどこから出てくるのかということ、いまのままでは料金収入の伸びは期待できませんので出てくる場所がないですね。出そうとすれば水道の統合による効率化でコスト縮減して財源を捻出するぐらいしか方策はありません。今までは一般会計から繰り出してもらっていたけれども、一般会計はかつてない厳しさですから水道施設の更新に繰り出せるような状況ではない。特に中小規模のところはさらにきついで鉛製給水管や老朽管などの更新すらできないでいる状況です。ビジョンにはいろいろやらなければいけないことが書いてありますが、財源手当ができなければ達成できません。

このままでは小さな事業体は、現実には施設を更新していくなんて不可能だと思います。自治体そのものが日々の財政運営に悩むくらいですから。市町村財政があと5年たてば良くなるかという話はどこからも聞こえてこないですね。待っていても当分財政は好転しない。その対策としては、前からいっているように、公営企業である水道事業はそろそろ自治体とは別な道を歩まざるを得ないのではないかと思います。給水人口が1万人とか、5万人以下のところでは、役所の全庁的異動で水道を担う人材が継続して確保できない状況になっています。だから第三者委託を進めているわけでしょうが、これも一度委託してしまったら、管理技術は途絶えてしまいます。受託者が何をやっているのかわからなくなる。小さな水道が仕事を委託に出すということは片道切符で旅行に出かけたようなものですから戻れません。広域統合への道しか残っていないのです。

水道は公営企業の中では優等生だと思うんですね。自治体がやっているもので独立させても頑張れるのは水道ぐらいではないかという感じがするわけですが、ビジョンというからにはその筋立てぐらいは開けておいた方がいいのかなという感じがします。

○東岡委員 言葉を書き加えるというのは難しいかもしれないんですが、関連しての話ですが。今のような、今は2つ、更新の話と事業の運営基盤の強化の話で、一つは運営基盤

の方ですが、中小のところで非常に脆弱な水道事業体をどうしようかという解決策の一つとして、第三者委託制度とか、民間の活力の活用というようなことと、それから技術者を送るとか送らないという話も広域化の中で吸収していけば解決できるんじゃないかということなんですが、私は広域化ということがやっぱり進むべき方向だろうと思います。

それで実際にそれをやる場合に、東京も今、奥多摩の水道を統合しようとしているんですが、一つはちょっと壁にぶつかっております。今まで東京都で水道料金をこれだけのレベルを上げて、それを元に事業をやってきて、施設の更新をして、管の取りかえをきちんとしてきて。片方は料金制度の低い料金で、施設もボロボロで、それをそのまま引き取るというわけにはいかないんですね。ある程度レベルをそろえてもらって、こちらの人の負担でそろえてもらって、それで一緒になりましょうとやらないと。こちらの今まで水道料金を払ってきてやってきた人たちの一方的な負担のもとで新しい人たちを救済するというのは。これは加入金制度もそうで、新しく入る時には加入金を払って、市や町が新しく合併して広域化する時には一定の加入金のようなものを払ってもらうということになると、なかなか吸収される側は納得しないというのがあります。ところが財政が脆弱ですから、いっぺんにお金を払うことができなくて、それはやっぱりこの町や村の一般会計がある程度お金の面倒を見ないとできないと思いますが、その仕組みを何かつくってもらおうとか、そういう仕組みを検討すべきではないかということを書いてもらおうと、奥多摩町も55億ぐらい出してもらわないとなかなか一緒になれないのかなと。そのお金をどこから出そうかと。そういう仕組みがあればもっといいかなと。

○遠藤委員 それにちょっとつけ加えてよろしいですか。水道料金の格差解消も大きな問題です。本当は電気料金のように統一すべきだと思うのですが、今をもって6倍の差がある。国の制度としては高料金対策とかいろいろなもので措置されていますが、それでも格差が大きい。地域的に条件が違おうとしても、日本の水道料金は1.5倍ぐらいまで格差を縮小すべきだと思います。ビジョンというからには料金格差をなくすことも目標とすべきです。そのためには広域統合し事業規模を大きくするなど水道事業の経営形態の議論は不可欠です。経営の結果が料金に表れるわけですから、電気料金と同じように全体として負担していくような形に切りかえていかないと、根本的な問題解決にはならない。その中で施設の更新費用や水源地保全の費用も確保していくような仕組みをつくっていかなければ、展望は開けません。ビジョンとしてはいろいろ課題が列記されていますが、料金、住民負担方向の目標も必要です。10年経っても、20年経ってもビジョンの課題は同じ項目が並ん

でいたのでは、せつっかくのビジョンも台無しです。考え方の転換を図るという点で、表現は工夫するにしても1行でも2行でもいいからつけ加えていただければと思うんですが。

○眞柄座長 はい、ありがとうございます。今のをドラフトで言うと、一番最後か、その上のところでしょうか。少し工夫ができるかできないか検討してください。

○古米委員 今の遠藤委員の御意見に追加するとするならば、やはり水道の運営基盤の強化の前半のところ、「公営企業としての」というように、水道事業が公的なものですよ、という言葉は出てきているけれど、水道が新たな時代になった時にも、基本的なパブリックサービス、公共サービスですよというような言葉をもっと書き込んでおく工夫が必要だと思います。料金を公平に負担しなければいけないんだという認識を持つ時代に入ってきたというイントロを設けて、先ほどの水道料金に差がつけにくいと誘導するような文章を入れておいた方がいいかなと思います。

○東岡委員 急に大きな話なんでちょっと相談しないと、実は私どもはなかなか、大きなお金にかかわる話なので、それを書きますとちょっと。

○遠藤委員 課題はあるわけですから、そこはこのビジョンの先のこととして検討するか、研究するというので先につなぐくらいの言葉でも、何か痕跡だけでも残してもらえればと思います。

○眞柄座長 だから前のビジョンの時でも、資産が37兆で、委員も含めて20何万人が働いている。だから資産が40兆あって、40兆のお金でおよそ30万人の人間が働いて食えているのが本当にまともなビジネスかどうかということですよ。そんなのは絶対にだれもやりませんよ。民間にやれと言われても。それはもうちょっと、年収が3兆でしょう、それではやりませんよ。

大体、最近水道でとにかく予定入札価格なんてぼこぼこ下がっている。それは結局、入札価格が実績が下がっているから、次の時にまた下げればいけないかと、そんなことをやっていたら両方が疲弊してしまう。最近、国の調査とかの業務も、例えば水道協会とかいろいろな公益法人にやってもらうのも、それも競争入札で、それも下がってしまう。そうすると国が、要するに有能な人材を持っている組織に調査を出しても、それは単価割れをすれば、それは調査の内容がだんだん質が劣化していくというのは明らかですよ。

では、続いて「安心・快適な給水の確保」のところをお願いします。

○大宮補佐 今のところは主旨は、両面からの御意見がありますが、何か将来に向けた現状認識、課題認識をちゃんと書くということですね。

○眞柄座長 はい、2と3ですが。3番の災害対策まで、いかがですか。

よろしいでしょうか。では、次の環境・エネルギー対策、そして国際協力等を通じた水道分野の国際貢献のところまで。

○芝池委員代理 ちょっと戻って、3番の災害対策の充実のところ、100%耐震化すべきということの中で、「目標年次までに」ということですが、この目標年次は具体的には何を指しているんですか。計画の中で水道事業者の方が決めた目標年次ということですか。それともこのビジョンの中で。

○山村課長 ここは冒頭に御説明しましたように、3ページのところに書いてありますように、本ビジョンの目標期間はおおむね10年間ということですから、平成25年までです。ですから25年までに100%できるところをそれぞれの事業者が明らかにして、それをちゃんとやっていくということです。ここはまさに国会審議で一番問われているところでありまして、それで今の現状のままですと全部100%にするのを平成25年までにやれというように読めてしまう。でも現状としては0%というか、その程度の状態なんですね。明らかにこれは現状を踏まえていない。そこを当検討会として、やはり現状を踏まえてやれるような書き方にするとということ考えたのが、それぞれの事業者で目標年次までにできることを明確にして、それをちゃんと実行しますと。

○眞柄座長 だから違う言い方をすれば、それぞれの水道事業者が平成25年度目を目標年度とする耐震化計画を立てて、その耐震化計画に乗っかっている施設なり管路は必ず25年までに耐震化を図るということですよ。

○山村課長 ただ、耐震化計画そのものはそれぞれの事業者でやるんですが、このビジョンに示しているのは、できるところで100になるようなものとしてやってくださいと。

○眞柄座長 それが現実の財政状態を見れば、本来耐震化しなければならない管が例えば500キロあったと。でも、25年までは200キロまでしか進まなくても、その200キロだけはちゃんとやってくださいと。こういうことですね。

○山村課長 はい、そうです。

○伊藤委員 改訂版本体にあります基幹施設とか、基幹管路という定義が各事業者によって違うということになりますね。仕方がないと思いますが。

○吉口補佐 基幹施設、基幹管路の中でさらにそれぞれの事業者の事情を踏まえて、重要

度・優先度を耐震化計画の中で判断いただいて、第一フェーズとしての平成25年度までに最も優先すべきところを直すところは100%直すという主旨でございます。

○眞柄座長 だから時間的な流れで言うと、施設基準が改正されるのが。

○吉口補佐 施設基準が改正されますのは、改正省令の施行は10月1日から。

○眞柄座長 だから施設基準が変われば、省令が変われば、省令の中に「基幹施設」と「基幹管路」という定義が出てくるわけですね。

○吉口補佐 はい、出てきます。

○眞柄座長 それでその定義で基幹施設、基幹管路というのを理解してくださいと。4月以降は。その上でこれが優先度が先のところを、それぞれの事業体で。

○伊藤委員 でも、それなら本体に、36ページですが、「基幹施設の耐震化率を100%にする」と書いてありますね。

○東岡委員 「100%」という言葉の場所なんですけど、もっと後ろに持って行って、「目標年次までに耐震化すべき施設・管路を明らかにし、その100%の実現を図る」とか。

○眞柄座長 国会がどのように言うかな。

○伊藤委員 それと先ほどの参考資料1の30ページのあたりに、第三者委託等の導入の書き方ということで、「その検討を行うほか、診断・評価を行った上でそういうことを行う」と変えられましたね。ここにも同じような文言を入れるというのはどうですか。

○眞柄座長 では、ちょっとそこは工夫をしてください。

○古米委員 よろしいですか。前回の検討会の時に5章と7章の関係について質問や指摘したことを受けて、今回整理がなされたわけです。5章でレビューしたので、重点項目はこうですよという形で7章にうまくその主体が明確化されたものが出てきたんですが、やっぱり5章のところに出てくる施策目標の、例えば「新広域化人口率を100%にする」とか、「基幹施設の耐震化率100%」と出ますよね。それで後ろに行くと、新広域化人口率の定義を見直した方がいいとかそういうのが出てくると、さっき書いてあったのは何なのみたいな。それに類似した形で、耐震化率100%とすると書いていて、7章に来るとその100%の定義はこうですよというような読み方をされると、5章で書いてあることと7章の関係がどうもちょっとわかりにくくなるように思います。最後まで読むとわかるんだろうけれど、ちょっと難しいなというところがある。言っておきながら、後ろで見直しをなさと言われてしまうと、さっきのは何だったのみたいな。そういうようなところが幾つかある。前回よりはかなりクリアに整理されていると思うけれど。ちょっと気になる。

特に耐震化率のところは先ほどの御意見と同じように、5章のところでは明確にするわけではないんですが、5章と7章の関係において何か後づけで変わってしまうと、ちょっと読みづらいなというのを感じます。

○眞柄座長 はい、ほかには。7章関係でいかがでしょうか。

○宇治委員 よろしいですか。このビジョンはだれが見るかということなんですが、例えば業界のマスメディアではなくて、経営雑誌とか一般紙の記者の方と話をした時に、言うならもう日本の水道でやることはないでしょうと。工場をたたみなさいというような、こういうような話が出てくるわけですね。何を言っているんですかと、やることはまだたくさんありますよと一生懸命に説明し、最後は厚労省の水道ビジョンをごらんください、もっとよく勉強してくれと。こういうような話をするわけですね。前にもしたことがあるんですが、その時に1カ月ぐらいして返ってきた答えが、途中であきらめましたと。こういうような話があったわけですね。

ですから、皆さんのコンセンサスが取れていない部分は非常に難しいところがあると思いますが、やらなければいけないことはこれだけ残っていると。そのためにはお金もかかるのか。要は、もう水道なんか蛇口をひねったら出るじゃないですかと、こういう感覚なんです。新聞の方にしても。だから、7のところの関係者以外の方が見てもわかるポイントのところにもう少しビジュアルというか、何か訴えかける形で表現を加えた方がいいんじゃないかと。どこか別に厚労省のホームページに行けばそういうのがありますよ、ということであればよろしいかと思いますが。

○眞柄座長 今度の改訂版では前のビジョンの時にやったように、いわゆるデータ集とか資料集というのはつくんですか。検討会でも最初のうちは何回か配布していただきましたよね。ああいうのはつくんですか。

○大宮補佐 今、考えているのは、改訂版の文章という形をつけてと、そこまでしか考えていません。

○眞柄座長 宇治委員がおっしゃったように、見てわかりやすいのはやっぱりああいう資料集なんかがあれば、それはどれぐらいの事業規模だとか、これから減価償却が幾ら積んでいって、それにまじめに減価償却したら内部留保分がこれだけ貯まっていって実行可能性があるとかないとか、説明しようと思えば説明の道具に使えるわけですよ。今のこのペーパーだけだと、もちろんホームページを見れば載っているんだけど、それはやっぱりあった方が、だからすべてとは言わないけれど、やっぱり何らかのものがあって説明

はしやすいんじゃないかなということも感じます。

○山村課長 検討会でお示した資料については、報告書の方には載せてあります。報告書と水道ビジョン改訂版といつも一緒に歩くわけではないんですが、必要なら参照できます。

○眞柄座長 それと、ここでお願いするのはどうかと思うけど、やっぱり改訂版が出たら出版してもいいよね。電子メディアだけでなく。やっぱり首長なんかパラパラと見るのには紙ベースの方が見やすいからね。

前の時にも申し上げましたが、水道事業が今現状を見ました時に、個々の人の生存権の問題でなくて、国全体として水道事業がどれだけの経済効果を生んでいて、もし首都東京の水道がだめになったら、幾ら経済損失が出てくるのかというようなことが、本当にそうでなくても、少なくとも人様に言えるようになったら宇治さんなんかは仕事がしやすいよね。そんなものだと思うよ。

○東岡委員 うちの方でもある計画書をつくと、施設基準の構想をつくる時に、水道がとまるとこうなると書いてあるんですが、でも全然実態の裏づけがないんですよ。本当にコンピュータがとまるのかどうかも、その先の対策を自分たちでとれということかもしれないんですが。だからそこで一回ちゃんと委託して調査をして、水がとまったらどういう影響があるのかやろうよと言っているんですが、なかなか。

○眞柄座長 だからB/Cで最終的には事業評価するんだろうけれど、B/Cで事業評価するようなそんなレベルではないはずなので、もっとでかい金が水道事業のお陰で生まれていたり、水道事業がとまったらもっとでかい金が国全体として損失を生むわけだから、その辺のマクロな経済評価というのがあってもいいんじゃないかと思うんですが。そうするとわかりやすい。

そういうのだと、特定の会社だけど、K社さんが大阪と東京で管の工場をお持ちです。今の需要から言えば一つの工場でいいわけですよ。でも、僕は好意的に考えて、K社さんはもし関西でこの間のように地震が起きても、東京工場でバックアップできると。関東大震災が来た時には、関西でバックアップできるという社会的責任を感じて2つの工場を持っていると。だからそういう企業が、K社さんだけでなく、水と水道の関係のところは民間の会社の方はそういう認識をお持ちの方がやっぱりいらっしゃるわけです。そうでなかったら、本当に関東大震災が起きたらもう終わりだから。異径管の類でもそれは愛知県は結構多いけれど、あそこに濃尾地震がポーンと来たら、ほかでつくっているところがなか

ったらもう終わりだという話になりかねないんですね。

だから、そういうある種の社会的責任を持って官民間わずにやっているという、そういうあたりをこのビジョンで書いてくれると、社長さんにも説明しやすいし、一般紙にも説明しやすいと思うけど。でも一番はっきりしているのは、やっぱり中越地震のでも、水道事業体の皆さんがいるでしょう。あれは水道局の人たちだけじゃないんですね。民間の人もあるし、それぞれの水道事業体の指定工事店の人が行ったり、だから公の人が半分いたら、民の人も半分いて、それで全体で一緒にやっている。公だけで何でもできると思っていたら大間違いなんだよ。

では、最後にあとは8から最後まで説明してください。

○大宮補佐 参考資料1の43ページになります。8章という形になりまして、関係者の参加。前は骨子を説明させていただきましたが、これについてはまず44ページの2つ目のところに2行ほど加えさせていただきました。「適切な情報提供に努めることが重要である」ということ。それ以外については、大きな修正等はありません。

それで(2)としまして、地域水道ビジョンというところをつくりました。ここの部分は全部新たに加えた部分でございます。それで、枠の中の最後ですが、4行ほど新しく、「水道事業者等が作成した地域水道ビジョンを踏まえ水道整備基本構想等の的確な見直しに資するとともに、広域的な観点から都道府県単位による管内の水道事業等を包括した地域水道ビジョンの作成についても推奨する」というようにしてございます。

○眞柄座長 では、この8から最後のところまで。後ろの方の絵は、これはそれぞれのところで少しずつ直っているわけですね。

○大宮補佐 はい、つけているものは横に書いてある語句とかに修正したというものです。

○眞柄座長 特に思想が変わっているというわけではない。

○大宮補佐 それはないです。

○眞柄座長 ということでございますが、ここまでのところで何かありましたらお願いします。

○佐藤委員 済みません、さっき眞柄先生のお話に聞き惚れていまして。ちょっと(2)の39ページの「安心・快適な給水の確保」のところで、骨子案、前の前の時に実は「安心・快適な給水の確保に係る技術開発については、産学官の連携による取り組みを推進する」という文言があったんですが、照らし合わせますと今回これが抜けているんですね。これは何か意味があってなのか、どういうことなのかちょっと御説明をお願いします。

○大宮補佐 これについては参考資料2の3～4ページにかけて書いてある項目でございまして、御指摘のように前回はそのようにしていただいたんですが、改めて考える中で最初のような形で、第6章で書いてあると。それと7章については今後重点的に取り組む項目というようにしておりますので、それは必要であるということは認識しておりますが、文言として並列させないで除いた方が際立ってよろしいのではないかという判断のもとでさせていただきます。

○眞柄座長 こっちのもとの原稿の方では、技術開発のところだよね。あれはどこに書いてあったのかな。

○事務局 本体の方で言うと42ページの(4)のところです。

○眞柄座長 それと参考資料1の11ページの4番目の段落から「技術革新・技術開発」が書いてあって、ここで「産官学による共同研究が進められているが、国際的な知見への対応や計測・制御技術の高度化が求められている」と。それで制約があって、普及のスピードが十分とは言いがたくて、それでここまでで終わりだったと。あとは書かないよということ。7のところでは、もう技術革新とか技術開発についてはもうコメントしませんよと。4に書いてあるから、もういいやと。そういうことだね。

○大宮補佐 はい。

○滝村管理官 今のところは主要施策のところにも、6章にも出てきているんです。23ページの下から2つ目の枠のところ「より高度な水質管理技術の導入の促進」と。本体で言いますと21～22ページになります。これまでの5、6と7章の関係を整理して、7章はおくれている場合についてこれを記述しましょうと整理した関係で、すべてを7章に持ってくることはできないから、ある程度は進んできているなということで7章には改めて記述はしていないということです。

○佐藤委員 これは前回のビジョンと今回と変わっていないんですが、ではそういう意味では何ら問題はないという認識でいるということですか。これと前回は産官学と連携されて水道事業の発展のために尽くされていますよと。ですから、こういう現状でいいんですよという認識だということですか。

○滝村管理官 引き続き何らかの連携で頑張っていきましょうという認識は変わっていません。

○眞柄座長 だからそれは伊藤先生からまず一言、学の立場から言ってもらって。

では、僕がかわりに言うけれど、客観的に言うと、学の研究費も学の研究体制も3年前

に比べると厳しくなっている。それから、官というか、保健医療科学院にしても、感染症研究所にしても、保健師にしても、もちろん水道課の予算にしても、水道技術研究センターの予算規模にしても小さくなっている。それから民間の企業の方も決算上いろいろな問題が多いので、やっぱり少なくなって縮まっている。少なくとも何もコメントをしなくて放っておいてもいいよという状況ではない。何か書いておいてほしい。それで、前のビジョンの時に水道関係の技術開発費がどれぐらいかというデータがありましたね。ほかの分野と比較して。それで今からアンケートをとっても間に合わないけれど、確実に減っていると思いますよ。だから、やっぱり書いておいてもらいたいな。こういう状況を。

○伊藤委員 そういう意味では、我々が今までこの問題を7章に入れてくれと言わなかったのが悪かったんですが。

○眞柄座長 だから、ちょっと入れておいてもらいたい。

○滝村管理官 前回の骨子を見ると入っていましたので、そこをあえて今回は入れなかったんですが、もう一回そういう形でもよろしければ。

○佐藤委員 それは前回は入っていたんだから、そのままにしておけばいい。

○古米委員 ほかの重点項目とのバランスで落とされたということであれば、私はそのままでもよいし、もちろん技術開発や研究は重要なのももちろん入っても結構です。ほかとのバランスでここでの記載をしないとするならば、例えば7章でなくても、例えば8章の関係者の参加みたいところで、こういう一文が繰り返し出てくるというのでも場合によってはよいのかもわからない。もちろん理想的なのは同じ〇のところを出てくれた方がありがたいんで。ただ、先ほどの5章のところと6章のところの並びで言うと、アイウエオというのと違って制度対応と技術開発、技術確保という（1）（2）（3）の3と4のところに出てくる。ここに〇がついているのは、実は（1）のアイウエオのところから出ているので、そこら辺で難しかったのかなと想像します。そういう意味において関係者の参加による目標達成というのが、（2）（3）に対応する6章のところ、制度的対応とか技術開発、技術者の確保というのがもう少し広がりのある部分であれば、そういうところで少し段落を変えていただいて書いていただくというのも、バランス的な表現としてはいいかもしれないと思いました。

○眞柄座長 例えば気候変動と水資源というのは、IPCCのレポートに書いてあることで、IPCCの今度のレポートの出る前に、政府として科学技術基本計画をつくった。それで科学技術基本計画の中で水道と非常に関連の深い研究課題が出された。例えばナノと

か膜とか、そういうものに対して今このレポートでは一言も触れられていない。だけど、新素材というのも技術政策の中に入っている。それはもちろん新しい分野だけど、そういう分野がなぜ水道の分野でやられていないのか、僕はやってもいいと思う。

それで大学の先生がそういうテーマで応募型の研究テーマを申請しようとしている時に、厚生労働省もいろいろな意味で支援をしてくれてもいいじゃないかというのがあるわけですよ。あるいはミレニアムボードに関係する研究課題を申請しようと思った時に、それを応援してくれるなり、やってくれるなり。それからもちろん先ほどのいろいろ議論になっている耐震化計画だとか、あるいは老朽施設の更新の時の新しい技術、あるいはアセットマネジメントのための技術、それがいずれも国だけでできるわけでもないし、民だけでもできるわけでもないし、水道事業体だけでできるわけではないから、そういうものについて連携するような仕組みを、現に保健医療科学院なり厚生科学審議会とかあるけれど、そういうものをもっと活用するよなという意味が書いてあった方が、我々としては手振りしやすいということですよ。確かに科学技術基本計画のことは何もコミットしていないからね。

さて、ほかに何かありますか。それではきょうはいろいろと御意見をいただきました。私も半分は思いつきで出して事務局に申しわけないと思っているんですが、既に御意見を出していただいた方もいらっしゃるんですが、この際、水道課の方で作業の方を進めるために、あるいはこれまでに御意見を出していただいておりますが、それに加えてきょう御意見を出してくださったこと、あるいはこういうところも気になるよというような事柄につきまして、恐れ入りますが1週間ぐらい、と言ってもきょうは3月27日ですから、来週の金曜日までにもう一度御意見を水道課にお出しいただきたいと思います。

それで、きょうは御意見を出していただいたことにつきましては、きょう出されました案を大幅に変えるという性格の御意見はありませんでしたので、追加的に出していただく御意見とあわせて最終的な改訂版を作成することに関しては、水道課と私にお任せいただきたいと思います。と言いますのは、4月中旬に水道課のホームページにこの案を載せまして、それでパブリックコメントを広くいただくことになっておりますので、とにかくパブリックコメントに載せる案をつくることに関して、私と水道課にお任せいただきたい。それで、それでも気に入らないというところがあったら、パブリックコメントに書いてください。それで必要があれば、基本的にはもう水道課で意見を集約して、こういうようにしますと。そういうような段取りで進めたいと思いますので、よろしく願います。繰

り返すようですが、来週の金曜日までにコメントをいただきたいということでございます。

あとは事務局にお返しします。

○山村課長 どうもありがとうございました。今、委員長からおまとめいただきましたような形で今度の構成を進めていきたいというように思っています。スケジュールは大宮補佐から話があります。

私はきょうの御意見を伺っていて、水道ビジョンにできるだけそういう観点を反映させたいというように思っているんですが、一方で水道ビジョンの制約というものを強く感じるところです。まず、ごらんいただきますように、これは厚生労働省健康局として出す文書でございまして、私どもは中でも局長まで決済をとって出しております。ということで、皆さんのコンセンサスとなったところについてはこの中に入って、それはまた水道関係者共通の問題意識として出せるんですが、きょう出た意見の中には必ずしもすべての委員の方が賛同するというわけではないけれど、現在の水道を見た場合に非常に重要な観点とか、あるいは今後に向けた場合にこれは必ずきちんとフォローしていかなければいけない課題とか、そういうのがたくさんあったと思います。そういうのがこのビジョンの中にはなかなかちょっと書き込む場所がない。どこかに入れ込むことはできるんですが、入れ込んでしまうとどこにあるのかわからなくなってしまうということもあります。今の水道というのは大きな外的な問題、内的な問題を含めて、非常に大きな問題に対して何かを変えていかなければいけない、どうにかしなければいけないというものがあるにもかかわらず、非常に深い課題を背負ってしまったので、なかなか機動的に動けないというようなこともあると思います。

そういうことを、この水道ビジョンとはちょっと別建てになりますが、これは御提案なんですが、これは私は事務局とも何も相談していないんですが、例えば「水道ビジョンの改訂に当たって」という座長のコメントとしてまとめていただいて、それで非常に大きな問題意識としてこういうのがあったとか、それから今後の検討課題としてこういうのがあったとか。さらに少数意見としてはこういうのがあったとか、そういうところを数枚のものにまとめて、それを今後この水道ビジョンの公表と合わせて示していくというのも一つの方法ではないかと思ったわけですが、いかがでしょうか。

○眞柄座長 お気持ちはよくわかりますので、最後の公表の段階でまた委員の方々に御意見やサポートをお願いするかもしれませんが、その時にはぜひよろしくお願いします。

それでは大宮さん、今後の日程についてお願いします。

○大宮補佐 座長からお話をいただいたことですが、再確認ということで資料3を見ていただきたいと思います。今後の予定ですが、これから意見を取りまとめまして、御意見については4月4日までに事務局の方に送っていただきたいと思いますが、ただ、ここでちょっとお願いがあるんですが、うちの中も人事異動等がございますので、お送りの際には電話で連絡をいただきたいということをお願いさせていただきます。それで御意見を踏まえまして修正した後に、眞柄先生と調整をさせていただきたいと思います。それで修正したのについては委員の方にもお知らせさせていただきます。またパブリックコメント終了後についても皆さんに紹介させていただきまして、御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。事務局としまして公布を6月という形で作業を進めたいと思います。どうもありがとうございました。

○山村課長 どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いします。

○眞柄座長 はい、どうもありがとうございました。

(終了)